

○文部科学省令第二十八号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）及び銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）の規定に基づき、並びに行政手続法（平成五年法律第八十八号）を実施するため、文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月十一日

文部科学大臣 萩生田光一

文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則等の一部を改正する省令

（文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則の一部改正）

第一条 文化財保護法の規定による処分等に関する聴聞、意見の聴取及び審査請求規則（昭和二十九年文化財保護委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(調書) 第十一条の四 「略」 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに記名するものとする。 一 七 「略」 (口頭意見陳述の申立て等) 第十四条 「略」 2 4 「略」 5 審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、記名の上、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならぬ。 6 「略」</p>	<p>(調書) 第十一条の四 「同上」 2 前項の調書には、次に掲げる事項を記載し、議長がこれに署名押印するものとする。 一 七 「同上」 (口頭意見陳述の申立て等) 第十四条 「同上」 2 4 「同上」 5 審理員は、口頭意見陳述終了後遅滞なく口頭意見陳述の結果を調書に作成し、署名押印のうえ、これを文部科学大臣又は文化庁長官に提出しなければならぬ。 6 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（銃砲刀剣類登録規則の一部改正）

第二条 銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二号様式及び第二号の二様式中「及び印」を削る。

（美術刀剣類製作承認規則の一部改正）

第三条 美術刀剣類製作承認規則（平成四年文部省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項を削る。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

（文部科学省聴聞手続規則の一部改正）

第四条 文部科学省聴聞手続規則（平成十二年総理府・文部省令第九号）の一部を次のように改正する。

改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十一条 法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名しなければならぬ。</p> <p>一 八 「略」</p> <p>二 「略」</p> <p>三 法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名しなければならない。</p> <p>一 三 「略」</p>	<p>(聴聞調書及び報告書の記載事項)</p> <p>第十一条 法第二十四条第一項に規定する調書には、次に掲げる事項（聴聞の期日における審理が行われなかった場合においては、第四号に掲げる事項を除く。）を記載し、主宰者がこれに記名押印しなければならない。</p> <p>一 八 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>三 法第二十四条第三項に規定する報告書には、次に掲げる事項を記載し、主宰者がこれに記名押印をしなければならない。</p> <p>一 三 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令の一部改正）

第五条 重要文化財保存活用計画等の認定等に関する省令（平成三十一年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第二十号から別記様式第三十三号までを次のように改める。

重要文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住 所

各省各庁の長の氏名

文化財保護法第 170 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

重要有形民俗文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住 所

各省各庁の長の氏名

文化財保護法第 170 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格 A4 とすること。

史跡名勝天然記念物保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住 所
各省各庁の長の氏名

文化財保護法第 170 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格 A4 とすること。

重要文化財保存活用計画に記載された現状変更等に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所

各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た重要文化財保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

重要有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更等に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所
各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た重要有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所

各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た史跡名勝天然記念物保存活用計画に記載された現状変更等を 年 月 日に終了したので，文化財保護法第 170 条の 4 の規定に基づき，通知します。

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格 A4 とすること。

重要文化財保存活用計画に記載された修理に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所
各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た重要文化財保存活用計画に記載された修理を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 170 条の 5 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

登録有形文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住 所

各省各庁の長の氏名

文化財保護法第 179 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格 A 4 とすること。

登録有形民俗文化財保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住 所

各省各庁の長の氏名

文化財保護法第 179 条の 2 第 1 項の規定に基づき，別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは，日本産業規格 A4 とすること。

登録記念物保存活用計画に係る同意申請書

年 月 日

文部科学大臣 殿

申請者

住 所
各省各庁の長の氏名

文化財保護法第 179 条の 2 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について文化庁長官の同意を求めます。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

登録有形文化財保存活用計画に記載された現状変更に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所
各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た登録有形文化財保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 179 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

登録有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所
各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た登録有形民俗文化財保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 179 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

登録記念物保存活用計画に記載された現状変更に係る通知

年 月 日

文部科学大臣 殿

通知者

住 所

各省各庁の長の氏名

年 月 日付け 第 号で同意を得た登録記念物保存活用計画に記載された現状変更を 年 月 日に終了したので、文化財保護法第 179 条の 4 の規定に基づき、通知します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

文化財保存活用地域計画に係る認定申請書

年 月 日

文化庁長官 殿

申請者

住 所

市町村教育委員会教育長の氏名

文化財保護法第 183 条の 3 第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を申請します。

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 申請者が文化財保護法第 53 条の 8 第 1 項に規定する特定地方公共団体である場合については、「市町村教育委員会教育長の氏名」に「市町村の長の氏名」を記載すること。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。